

●日影規制

◇ 制限については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課
TEL.0428－23－3692まで問い合わせください。

一定の高さ以上の建築物について、その建築物によって生じる日影を一定時間、周囲の敷地におよぼさないよう日影の規制対象となる区域と規制する日影時間を、各地域の容積率や高度地区、その他地域の特性に応じて定めています。

日影規制の基準（青梅市の場合）

用 途 地 域 等			規 制 さ れ る 建 築 物	規制値 の種別	規 制 さ れ る 日 影 時 間		
用 途 地 域	容積率 (%)	高 度 地 区			規 制 さ れ る 範 囲 (敷地境界からの水平距離)		測定水平面 (平均地盤面からの高さ)
					5mを超え10m以内	10mを超える範囲	
第一種低層住居専用地域または 第二種低層住居専用地域	50	第 1 種	軒高が7mを超えるか、または 地上3階以上の建築物	(一)	3 時間以上	2 時間以上	1.5m
	60						
	80			(二)	4 時間以上	2.5時間以上	
	100						
	150						
第一種中高層住居専用地域または 第二種中高層住居専用地域	100	第 1 種 第 2 種 12m第 2 種	高さが10mを超える建築物	(一)	3 時間以上	2 時間以上	4m
	150						
	200						
第 一 種 住 居 地 域 第 二 種 住 居 地 域	150	第 2 種 10m第2種 12m第2種	高さが10mを超える建築物	(一)	4 時間以上	2.5時間以上	4m
	200						
近 隣 商 業 地 域	200	第 2 種 12m第 2 種	高さが10mを超える建築物	(一)	4 時間以上	2.5時間以上	4m
	300						
	300	第 3 種 12m第3種		(二)	5 時間以上	3 時間以上	
準 工 業 地 域	150	第 2 種 10m第2種 12m第2種		(一)	4 時間以上	2.5時間以上	4m
	200						

注) 規制される日影時間は、冬至日における真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までに生じる日影時間です。
注) 対象区域外であっても、高さが 10m を超える建築物で、規制対象区域内に日影を生じさせる場合は、その規制対象区域内の規制を受けます。

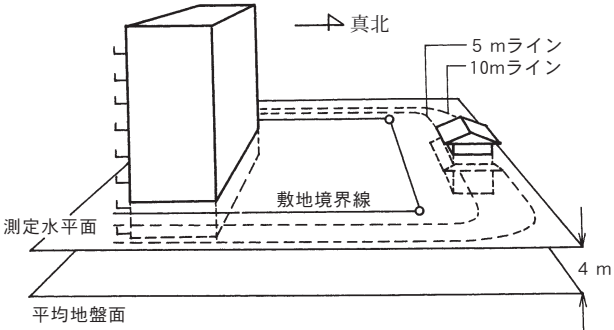
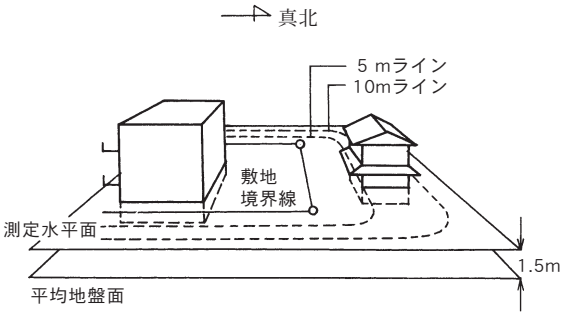
日影の測定水平面

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域

の場合

第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
準工業地域

の場合



冬至の太陽の位置と日影の長さ

真 太 陽 時	12:00	11:30 12:30	11:00 13:00	10:30 13:30	10:00 14:00	9:30 14:30	9:00 15:00	8:30 15:30	8:00 16:00
中央標準時	11:39	11:09 12:09	10:39 12:39	10:09 13:09	9:39 13:39	9:09 14:09	8:39 14:39	8:09 15:09	7:39 15:39
太 陽 高 度	30°33′	30° 08′	28° 53′	26°52′	24°08′	20°47′	16°55′	12°35′	7° 53′
太陽方位角	0° 0′	7° 57′	15° 44′	23°10′	30°10′	36°41′	42°41′	48°13′	53°20′
日影の倍率 (x 成 分)	1.694 (0.0)	1.723 (0.239)	1.813 (0.492)	1.975 (0.777)	2.232 (1.122)	2.634 (1.574)	3.289 (2.230)	4.479 (3.340)	7.220 (5.791)
(y 成 分)	(1.694)	(1.707)	(1.745)	(1.815)	(1.930)	(2.112)	(2.417)	(2.984)	(4.312)

注) 表は、北緯36°00′、東経139°45′のデータ
東京の緯度は、北緯35°50′～35°30′にわたっていますが、実際の審査においては、北緯 36°00′で統一。なお、日影図等の作図においては、日ざし曲線メジャーによるのが、簡便かつ正確です。